|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物件番号 | **３** | **物　件　明　細** |
| 所 在 地（住居表示） | 　和泉市伯太町二丁目797番72（和泉市伯太町二丁目18番街区） |
| 交通機関 | JR阪和線　信太山駅　南東　約1.2ｋｍ　　和泉府中駅　北東　約1.4ｋｍ  |
| 最低売却価格 | ２７，０００，０００円 |
| 面　　　積 | 登記：547.19㎡　　実測：547.19㎡ | 登記地目 | 宅地 |
| 接面道路の状　　　況 | 南東側：市道・幅員約7.0～8.9ｍ・舗装有・一部高低差有・歩道有東　側：市道・幅員約7ｍ・舗装有・一部高低差有・歩道有南西側：市道・幅員約11.5ｍ・舗装有・一部高低差有・歩道有 |
| 法令等に基づく制限 | 都市計画法 | 市街化区域 |
| 用途地域 | 　第一種住居地域 |
| 地域地区 | 　建築基準法22条防火区域 |
| 建ぺい率 | 　60％ | 容積率 | 　200％ |
| その他の法令等 | 日影規制（４ｍ／５－３時間）景観法（大阪府景観計画区域） |
| 私道の負担等に関する事項 | 負担の有無 | 　無 |
| 負担の内容 | 　― |
| 供給処理施設の状況 | 区　分 | 配管等の状況 | 照会先及び電話番号 |
| 公営水道 | 東側、南側　有 | 和泉市　上下水道部　水道工務課0725-99-8151 |
| 電　　　気 | 東側　有 | 関西電力送配電㈱　0800-777-3081（コンタクトセンター） |
| 都市ガス | 東側　有 | 大阪ガス㈱　マップメンテセンター06-6202-2141 |
| 公共下水道 | 東側　有 | 和泉市　上下水道部　下水道整備課0725-99-8152 |
| 工　作　物 | ネットフェンス、防犯灯等 |

|  |
| --- |
| 【特記事項】１　現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。２　開発行為及び建築行為等の際は、和泉市と協議してください。（お問い合わせ先：和泉市都市デザイン部建築開発指導室　開発指導担当　電話 0725-99-8142建築指導担当　電話 0725-99-8141）３　本地西側は都市計画道路「大阪岸和田南海線」となっています。詳細については鳳土木事務所建設課道路整備グループにお問い合わせください。（お問い合わせ先：大阪府都市整備部鳳土木事務所建設課道路整備グループ　電話 072-273-0123）４　本地内東側及び南側に高低差があります。５　本地東側で防犯灯の一部が市道へ越境しています。６　境界標識ＲＡ７が一部破損しています。７　本地西側の隣接地797番71は府有地で大阪府住宅まちづくり部住宅経営室が財産管理を行っています。土地利用にあたっての西側隣接地との取扱いについては、落札者において管理者と協議してください。（お問い合わせ先：大阪府住宅まちづくり部住宅経営室施設保全課資産活用グループ　電話 06-6210-9755）８　西側隣接地と一体に設置されている道路沿いのネットフェンスについては、落札者において管理者と協議してください。（お問い合わせ先：大阪府住宅まちづくり部住宅経営室施設保全課資産活用グループ　電話 06-6210-9755）９　国土地理院の「都市圏活断層図」によると、本地北側に活断層（活撓曲）の表示があります。　　なお、「都市圏活断層図」についての詳しい情報は、国土地理院にお問い合わせください。（お問い合わせ先：　国土地理院広報公聴室 電話 029-864-4462）10　本地を平成30年に試掘調査したところ透水管が確認されたため、令和元年に撤去を行っていますが、隣接する道路への影響を避けるため、本地東側で透水管を一部残置しております。試掘調査及び撤去工事の内容は、大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。（お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ　電話 06-6210-9181）11　本地において、廃止された戸建の府営住宅の撤去工事を平成12年に行っていますが、撤去工事の詳細が不明のため、建物基礎等が本地内に残存している可能性があります。また、過去に存在した建物の詳細な設計図面等はありません。12　本地は過去に溜池であったことが地形図等で確認できますが、溜池の埋立時期等の詳細は不明です。13　土地境界確定協議書は大阪府財務部財産活用課で閲覧することができます。（お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ　 電話 06-6210-9181）14　供給処理施設（公営水道・電気・都市ガス・公共下水道）については、各事業者にお問い合わせください。15　売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び買受者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第２条第１項に規定する消費者である場合については、この限りでありません。 |